平成２５年（フ）第１２７３５号
東京都世田谷区尾山台３丁目10―13
債務者　福岡　雄介
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３６号
東京都江東区北砂５丁目20―９―812
債務者　田中　雅代
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３７号
神奈川県横浜市保土ケ谷区狩場町325　保土ケ谷パークハイツ１棟507号
債務者　石井　信也
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４１号
東京都文京区小日向４丁目３―13―216
債務者　村中由紀江（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４２号
東京都八王子市高倉町62―３―402
債務者　白根　美幸
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４３号
東京都西東京市東伏見２丁目10―10―303
債務者　文　　柱碩
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４４号
東京都江東区潮見１丁目29―15―3111
債務者　木村由美子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４５号
東京都葛飾区東金町５丁目35―15―502
債務者　千代　欣一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４８号
東京都世田谷区野沢１丁目35―14―304
債務者　山形　隆悦
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７５３号
東京都中野区上鷺宮４丁目13―18―707
債務者　古川　　尚
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７５４号
東京都中野区上鷺宮４丁目13―18―707
債務者　古川　淑子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７５５号
東京都江東区東砂２丁目16―７―806
債務者　菅野　　巌
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７５６号
東京都足立区梅田７丁目26―14―104
債務者　菊地　　誠（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７５７号
神奈川県川崎市幸区塚越２丁目233―201
債務者　小山由美子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７５８号
千葉県浦安市北栄３丁目６－５―308
債務者　田中　俊也
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７６１号
埼玉県越谷市大字大林569―106
債務者　水井　康志
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部